

佐久市U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内企業等の担い手不足の解消及び地域課題の解決並びに移住の促進を図るため、東京圏、愛知県及び大阪府から移住した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 本市に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本市に置くことをいう。
- (2) 移住支援金 U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱（平成31年3月29日付け30労雇第315号、30産経創第188号長野県産業労働部長通知）及びこの要綱に基づき本市が交付する補助金をいう。
- (3) 企業等 支援金の対象として長野県が選定した法人であって、長野県が開設する求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載したものをいう。
- (4) 創業支援金 国及び県の地方創生起業支援事業に基づき、長野県が補助する事業者に交付する補助金をいう。
- (5) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号に掲げる要件を満たす移住をした者のうち、第2号に掲げる要件を満たす就業をし、又は第3号に掲げる要件を満たす創業をした者とする。ただし、この事業と趣旨を同じくする国、県又は市が行う事業による補助金等の支給の対象となる場合は、移住支援金を支給しない。

- (1) 移住等に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - ア 移住前に関する要件 移住前に関する要件 移住直前の10年間のうち、通算して5年以上東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、

就労していたこと（被用者にあつては、雇用保険の被保険者として雇用されていた者に限る。）。ただし、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労をしていた場合に限る。この場合において、当該就労の期間の起算日は、住民票を移す3か月前まで遡ることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に移住したこと。

(イ) 移住支援金の交付申請が、移住後3か月以上1年以内の期間に行われたものであること。

(ウ) 移住支援金の交付申請日から5年以上継続して市内に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有している者であること。

(ウ) 税金の滞納がないこと。

(エ) その他市長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 移住後の勤務地の所在地が、東京圏以外であること。

イ マッチングサイトに掲載している求人に応募し、採用されたものであること。

ウ 交付対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている企業等への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて企業等に就業し、交付申請時に当該企業等に連続して3か月以上在職していること。

オ イの求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 就業先の企業等に、交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 創業に関する要件 創業支援金の交付決定を受けており、かつ、移住支援金の交付申請が当該交付決定の日から1年以内に行われたものであること。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、別表のとおりとする。

(交付の条件)

第5条 移住支援金の交付の条件は、次に掲げる事項とする。

(1) 移住支援金の交付申請日から5年以内に本市での居住が困難となった場合又は移住支援金の交付申請日から5年以内に就業した企業等に在職することが困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(2) 移住支援金に関する調査、報告等について県及び市から求められた場合は、これに応ずること。

(登録申請)

第6条 移住支援金の交付を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、移住支援金交付対象者登録申請書(様式第1号)に添付書類を添えて市長に提出するものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限とする。

(1) 就業した者 マッチングサイトに掲載された求人に基づき企業等に就業した日からおおむね3か月以内

(2) 創業した者 創業支援金の交付決定日からおおむね1か月以内

(登録決定)

第7条 市長は、前条の規定による書類の提出があつた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、移住支援金交付対象者登録通知書(様式第2号)により、登録申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、交付対象者として登録することが不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して移住支援金交付対象者

登録不決定通知書(様式第3号)により登録申請者に通知するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第8条 前条第1項の通知を受けた場合において、移住支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、移住支援金交付申請書兼実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 移住支援金の交付申請に関する誓約書(様式第4号の2)
- (2) 就業の場合は、移住支援金に係る就業証明書(様式第5号)
- (3) 創業の場合は、長野県が発行した創業支援金交付決定通知書
- (4) 申請者及び世帯員の住民票又は戸籍の附票の写し等で、本市への転入の日から10年間のうち、通算して5年以上東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、本市への転入の日の直前に連続して1年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住していたことを証明できるもの
- (5) 税金の滞納がないことを証明できるもの(納税証明書等)
- (6) 本市への転入の日から10年間のうち、通算して5年以上就労し、かつ、本市への転入の日の直前に連続して1年以上就労していたことが証明できる書類
- (7) 本市への転入の日から3か月前までの期間に就労していた場合は、就労形態及び勤務地等を示すことができる書類
- (8) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、前条第1項に規定する移住支援金交付対象者登録通知書の通知日が属する年度の1月31日までとする。

(交付決定及び額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、移住支援金交付決定兼確定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、移住支援金交付不決定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(移住支援金の請求)

第10条 前条第1項の規定による交付決定及び額の確定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)が移住支援金の交付を請求するときは、

移住支援金請求書(様式第8号)により、市長に請求しなければならない。

(移住支援金の返還)

第11条 市長は、次の表に規定する返還の要件のいずれかに該当すると認めるときは、移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、補助対象者に対し、返還の区分に応じた額の移住支援金の返還を求めることができる。

返還の要件	返還の区分
(1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けた場合又は居住の実態がない、就業の実態がない、暴力団等との関係等の不正事実が明らかとなった場合	移住支援金の全額に相当する額
(2) 移住支援金の交付申請日から、移住支援金の交付を受けた者が市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年に満たない場合	
(3) 創業支援金の交付決定を取り消された場合	
(4) 移住支援金の交付申請日から、移住支援金の交付を受けた者が市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年以上5年以内の期間である場合	移住支援金の半額に相当する額
(5) 2人以上の世帯の場合において、移住支援金の交付申請日から5年以内に移住支援金の交付を受けた者以外の世帯員が市外に転出し、単身となった場合	

2 市長は、補助対象者が、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、移住支援金の返還を求めないことができる。

(1) 就業先の企業等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると市長が認めた場合

(2) 市外に転居し、引き続き県内に住所を有する場合 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 移住支援金の交付を受ける要件となった企業等の所在地又は勤務地が市内にある場合であって、当該企業等に引き続き就業している場

合

イ 移住支援金の交付申請日から1年以上5年以内の期間に移住支援金の要件を満たす職を辞し、当該職を辞してから3か月以内に移住支援金の要件を満たし、かつ、企業等の所在地又は勤務地が市内にある別の職に就いた場合

(3) 引き続き市内に住所を有し、移住支援金の交付申請日から1年以上5年以内の期間に移住支援金の要件を満たす職を辞し、かつ、当該職を辞してから3か月以内に移住支援金の要件を満たす別の職に就いた場合(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第4条関係)

区 分	移住支援金の額
単身の世帯	60万円
2人以上の世帯	100万円

(備考) 2人以上の世帯に関する要件は、次のとおりとする。

- 1 申請者を含む世帯員が、前住所地において同一世帯に属し、かつ、本市への転入の日から起算して過去1年以内に佐久広域連合を組織する市町村の住民基本台帳に記録されたことがないこと。
- 2 申請者を含む世帯員が、交付申請時において同一世帯に属していること。
- 3 申請者を含む世帯員のいずれもが、平成31年4月1日以降に移住したこと。
- 4 申請者を含む世帯員のいずれもが、交付申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- 5 申請者を含む世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 6 申請者を含む世帯員が、5年以上継続して居住する意思があること。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（申請先）佐久市長

移住支援金交付対象者登録申請書

佐久市U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の交付対象者として登録を申請します。

- 1 申請者欄 ※日本人又は外国人のうち、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有している者であること。

ふりがな			
氏名			⑩
住所	〒		
電話番号		携帯番号	
メールアドレス			

2 登録事項

- ・就業者及び創業者共通 ※平成31年4月1日以降に移住したこと。

移住年月日	年 月 日
-------	-------

- ・就業者

就業年月日	年 月 日
就業先事業者名	
就業先事業者所在地	〒

※長野県が開設しているマッチングサイトに掲載された求人情報による就業に限る。

※求人の応募日が、マッチングサイトに移住支援金対象として掲載された日以降であること。

※雇用契約が週20時間以上の無期雇用契約で、転勤等でなく新規雇用であること。

※登録申請時、就業からおおむね3か月以内であること。

※勤務地が東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。）以外の地域に所在していること。

（2枚目へ続く。）

- ・創業者 ※登録申請時、創業支援金交付決定日からおおむね1か月以内であること。

創業支援金 交付決定日	年 月 日
----------------	-------

3 移住支援金対象内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した人数 (1の申請者は含まない。)		
移住支援金 の種類	就業	創業	人	内訳	

4 確認事項（該当する場合には☑印を付けてください。）

<input type="checkbox"/>	<p>移住直前の10年間のうち、通算して5年以上東京圏、愛知県又は大阪府に在住していた。ただし、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住をしていた場合に限る。</p> <p>(住所地 都・県 市・町・村)</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(2人以上の世帯の場合) 世帯員が、転入の日から起算して過去1年以内に佐久広域連合を組織する市町村の住民基本台帳に記録されたことがない。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(2人以上の世帯の場合) 世帯員が、前住所地において同一世帯に属しており、登録申請時においても同一世帯に属している、又は交付申請時までの間に属する予定である。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(2人以上の世帯の場合) 世帯員のいずれもが、平成31年4月1日以降に移住した、又は交付申請時までの間に移住する予定である。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(就業の場合) 就業先の企業等の代表者又は取締役などの経営を担う者は、3親等以内の親族に該当しない。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>移住直前の10年間のうち、通算して5年以上就労していた（被用者にあつては、雇用保険の被保険者として雇用されていたこと。ただし、住民票を移す直前に、連続して1年以上就労をしていた場合に限る。この場合、当該就労の期間の起算日は、住民票を移す3か月前まで遡ることができる。また、1年のうち、就労していない期間が3か月以内であれば連続して就労していたものとみなす。この場合、就労していない期間を除いた就労期間は、通算して1年以上あることが必要。)</p>
<input type="checkbox"/>	<p>交付申請日から5年以上継続して市内に居住する意思、また、就業した企業に5年以上継続して勤務する意思がある。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(2人以上の世帯の場合) 世帯員が、5年以上継続して居住する意思がある。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>税金の滞納がない。</p>

(3枚目へ続く。)

□	登録申請者及び世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
---	--

※確認項目のうち、該当しない項目がある場合には、移住支援金の対象者とならない場合があります。

※確認項目のうち、6に記載の聞き取り面談の結果不明確な点がある場合には、確認のため書類の提出依頼又は市における必要な調査をする場合があります。

5 添付書類

移住支援金に関する個人情報の取扱同意書（別紙）

6 書類提出日について

記載内容について聞き取り面談を行うので、必ず事前に連絡し、日程調整の上、提出すること。

面談に係る時間は、十分な余裕をもって設定すること。

提出日： _____ 訪問時刻： _____

(別紙)

移住支援金に関する個人情報の取扱同意書

市が、移住支援金に係る私の個人情報について住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること及び就業先に雇用状況等について聞き取りその他の方法により確認すること等、本事業の実施のために必要な調査を行うことに同意します。

また、長野県その他の都道府県において実施する移住支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、私の個人情報を国、他の都道府県若しくは他の市区町村に提供し、又はこれらの機関の確認に供することに同意します。

年 月 日

(同意先) 佐久市長

住所

署名

印

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

移住支援金交付対象者登録通知書

様

佐久市長 

年 月 日付けで申請のありました移住支援金の交付対象者登録申請につきましては、登録と決定したので、通知します。

（注）


登録に当たっての注意事項、今後の進め方等について

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

移住支援金交付対象者登録不決定通知書

様

佐久市長 

年 月 日付けで申請のありました移住支援金の交付対象者登録申請につきましては、下記の理由により不決定としたので通知します。

記

不決定の理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

※申請日は、移住後3か月以上1年以内の期間であること。

（申請先）佐久市長

移住支援金交付申請書兼実績報告書

佐久市U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

- 1 申請者欄 ※日本人又は外国人のうち、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有している者であること。

ふりがな			
氏名			印
住所	〒		
電話番号		携帯番号	
メールアドレス			

- 2 移住支援金対象内容及び申請額（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は、同時に移住した人数 （1の申請者は含まない。）		
移住支援金の種類	就業	創業	人	内訳	

交付申請額 金 _____ 円

- 3 確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

交付申請日から5年以上継続して佐久市に居住し、かつ、就業又は創業した業を継続する意思について	A 意思がある。	B 意思がない。
（就業の場合） 就業先の企業等の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない。	B 3親等以内の親族に該当する。
（2人以上の世帯の場合） 世帯員が、5年以上継続して佐久市に居住する意思について	A 意思がある。	B 意思がない。

（裏面へ続く。）

登録申請者及び世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないことについて	A 反社会勢力とは無関係である。	B 反社会勢力との関係を有している。
--	------------------	--------------------

※上記確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 添付書類

- (1) 移住支援金の交付申請に関する誓約書（様式第4号の2）
- (2) 就業の場合：就業先が発行した移住支援金に係る就業証明書（様式第5号）
 ※移住後3か月以上1年以内の期間であり、かつ、就業後3か月を超えていること。
 創業の場合：長野県が発行した創業支援金交付決定通知書
 ※移住後3か月以上1年以内の期間であり、かつ、創業支援金の交付決定の日から1年以内であること。
- (3) 本市への転入の日の直前の10年間のうち、通算して5年以上東京圏、愛知県又は大阪府に在住していたことが証明できる書類（戸籍の附票の写し、住民票の写し等）
 ※ただし、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住していた場合に限る。
 ※世帯の場合、前住所地において同一世帯であったことが確認できること。
 ※世帯員が転入の日から起算して過去1年以内に佐久広域連合を組織する市町村の住民基本台帳に記録されることがないことが確認できること。
- (4) 納税証明書等（交付申請の時期により、前住所地及び佐久市のいずれか又は両方が発行するものが必要。）
- (5) 本市への転入の日の直前の10年間のうち、通算して5年以上就労していたことが証明できる書類
 ※ただし、住民票を移す直前に、連続して1年以上就労をしていた場合に限る。この場合、当該就労の期間の起算日は、住民票を移す3か月前まで遡ることができる。
 ※1年のうち、就労していない期間が3か月以内であれば連続して就労していたものとみなす。この場合、就労していない期間を除いた就労期間は通算して1年以上あることが必要。
 ア 雇用保険の被保険者として雇用されていた者
 (ア) 移住前に就業していた企業等の退職証明書等
 (イ) 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（離職票等）
 イ 法人経営者又は個人事業主であった者
 (ア) 開業届出済証明書その他事業所所在地を確認できる書類
 (イ) 個人事業等の納税証明書その他事業所開設期間を確認できる書類
- (6) 本市への転入の日から3か月前までの間に就労していた場合、就労形態及び勤務地等を示すことができる書類
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

管理コード（長野県及び市使用欄）	
------------------	--

様式第4号の2（第8条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約書

移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

- 1 移住支援金の交付申請者及び世帯員は、交付申請日から5年以内に佐久市外に転出しません。
- 2 移住支援金の交付申請者及び世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でなく、今後も有することはありません。
- 3 移住支援金の交付申請日から5年以内に移住支援金の交付申請者及び世帯員が佐久市での居住が困難となった場合又は移住支援金の交付申請日から5年以内に就業した企業等に在職することが困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けます。
- 4 移住支援事業に関する定期的な報告及び調査等について、長野県又は佐久市から求められた場合には、誠意をもってこれに応じます。
- 5 佐久市U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を直ちに返還します。
 - (1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたことが明らかになった場合又は居住の実態がない、就業の実態がない、暴力団等との関係がある等の不正事実が明らかとなった場合 交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (2) 移住支援金の交付申請日から、移住支援金の交付を受けた者が市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が3年に満たない場合 交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (3) 創業支援金の交付決定を取り消された場合 交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (4) 移住支援金の交付申請日から、移住支援金の交付を受けた者が市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が3年以上5年以内である場合 交付を受けた移住支援金の半額に相当する額
 - (5) 2人以上の世帯の場合において、移住支援金の交付申請日から5年以内に移住支援金の交付を受けた者以外の世帯員が市外に転出し、単身となった場合 交付を受けた移住支援金の半額に相当する額

年 月 日

(誓約先) 佐久市長

住所
署名



様式第5号（第8条関係）

移住支援金に係る就業証明書

年 月 日

（申請先）佐久市長

所在地
事業者名
代表者名
担当者
担当者電話番号

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	() -
就業開始年月日	年 月 日
応募受付年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用契約である。
勤務者と代表者又は取締役等の経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない。
マッチングサイト 求人管理番号	

- 1 移住支援金に関する交付申請及び支援金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を県及び市の求めに応じて提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。
- 2 交付申請日から起算して5年間、勤務者の定住・就業継続の確認に関する事務のため、県及び市の求めに応じて定期的に調査に協力し、必要な情報提供を行うことについて、事業者及び勤務先等が同意しています。
- 3 上記の調査協力又は必要な情報提供を行わない場合は、移住支援金に関する定住・就業継続確認ができず、返還請求の対象となることについて、事業者及び勤務先等が理解しています。

様式第6号（第9条関係）

第 年 月 日

移住支援金交付決定兼確定通知書

様

佐久市長 印

佐久市U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり支援金の交付を決定し、確定しましたので通知します。

移住支援金 決定額及び確定額 _____ 円

（備考）

- 1 佐久市U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額の返還を請求します。
 - （1）偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたことが明らかになった場合又は居住の実態がない、就業の実態がない、暴力団等との関係がある等の不正事実が明らかとなった場合 交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （2）移住支援金の交付申請日から、移住支援金の交付を受けた者が市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が3年に満たない場合 交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （3）創業支援金の交付決定を取り消された場合 交付を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （4）移住支援金の交付申請日から、移住支援金の交付を受けた者が市外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が3年以上5年以内である場合 交付を受けた移住支援金の半額に相当する額
 - （5）2人以上の世帯の場合において、移住支援金の交付申請日から5年以内に移住支援金の交付を受けた者以外の世帯員が市外に転出し、単身となった場合 交付を受けた移住支援金の半額に相当する額
- 2 佐久市U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、定期的に必要な事項の報告を求め、また、関係する場所に訪問又は聞き取り等により調査を行います。報告及び調査、情報収集等に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

（裏面に続く。）

3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- (1) この通知書は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、これを紛失した場合は、金利引下げの適用を受けられないことがあります。
- (2) 移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内の取扱金融機関への申込みが必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、これを紛失した場合は、特別利率の適用を受けられないことがあります。
- (2) 移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられないことがあります。

様式第7号（第9条関係）

第 年 月 日
年 月 日

移住支援金交付不決定通知書

様

佐久市長 

年 月 日付けで申請のありました移住支援金の交付につきましては、下記の理由により不決定としたので通知します。

記

不決定の理由

様式第8号（第10条関係）

移住支援金請求書

年 月 日

（請求先）佐久市長

住 所

氏 名

㊞

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定兼確定通知のあった移住支援金を下記のとおり請求します。

記

1 確定額 _____ 円

2 請求額 _____ 円

3 移住支援金の振込先

金融機関名及び 支店名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店 支所・出張所
口座種別	普通 ・ 当 座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※口座名義人は、申請人と同一人としてください。